

「服装規定」と「日常生活の諸注意」は、長い間にわたる生徒会のとりくみによって、細かい規定を徐々になくし最少限の規定にしばられてきたものです。この規定の根底には、生徒の自覚と良識に対する学校の信頼があることを理解して、生徒の一人一人が自主規律の精神で生活することが期待されています。

服装規定

本校では学校生活に適した服装を着用することとする（女子の学生服を含む）。

※式典時の服装については、その都度、生徒からの要望も考慮して、学校として判断する。

※体育時の服装、その他の施設利用の際の履き物については、学校の指示に従うこと。

日常生活の諸注意

1. 高校で学習するのに適した身だしなみで登校すること。
2. アルバイトをする場合は、本人と家庭で相談して判断すること。（「休暇中の旅行とアルバイトについて」参照。）
3. 離校時間は下記のとおりとする。

平日（授業等のある日）の場合

夏季時間（4月～10月） 18：10

冬季時間（11月～3月） 17：40

日曜・休暇中等（授業等が設定されていない日）の場合 16：00

（1988年12月，一部改訂）

（1992年3月，6月一部改訂）

（1993年7月，12月一部改訂）

（1999年4月，一部改訂）

（2004年3月，一部改訂）

（2008年3月，一部改訂）

（2010年3月，一部改訂）